

議案第 22 号

橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市下水道条例の一部を改正する条例

橋本市下水道条例(平成18年橋本市条例第200号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前												
<p>(使用料の算定方法) 第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。 (1月当たり)</p>		<p>(使用料の算定方法) 第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。 (1月当たり)</p>												
区分	基本料金	基本料金	超過料金											
	<table border="1"> <tr> <td>排除汚水量</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルまで</td> <td>150円</td> </tr> </table>	排除汚水量	金額	10立方メートルまで	150円	<table border="1"> <tr> <td>排除汚水量</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,500円</td> </tr> </table>	排除汚水量	金額	10立方メートルまで	1,500円	<table border="1"> <tr> <td>排除汚水量</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>130円</td> </tr> </table>	排除汚水量	金額	1立方メートルにつき
排除汚水量	金額													
10立方メートルまで	150円													
排除汚水量	金額													
10立方メートルまで	1,500円													
排除汚水量	金額													
1立方メートルにつき	130円													
一般排水	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき	1立方メートルにつき											

2～4 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。